

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成28年9月16日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都府断酒連合会

(2) 代表者名

安井 昭蔵

(3) 主たる事務所の所在地

京都府木津川市兔並北兔並39番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都府民に対して、酒害に関する啓発を行うとともに、京都府内の各地域に断酒会組織の結成を促すなど、酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く精神保健の向上と、社会福祉に寄与することをもって目的とする。

2 申請年月日

平成28年9月8日

(文化市民局地域自治推進室)